二三一	二	八	一	三
尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和三十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の第一号又は第二号に掲げる方法により算定した一人一日当たりの平均的な汚水量が二百リットル以下である場合にあっては、十人以下）				(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの（(三)に掲げるものを除く。）にあっては、第二欄(2)(ロ)の値は、四とする。
尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の第一号又は第二号に掲げる方法により算定した一人一日当たりの平均的な汚水量が二百リットルを超える場合にあっては、その汚水量を二百リットルで除して得た数値に十を乗じて得た数値以下の人数（当該数値が五十を超える場合にあっては、五十人）以下の人数）に対応する建築物の用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以下の場合にあっては、第三欄(2)(ロ)の値は、三とする。				(二) 又は第二欄に規定する表建築基準法施行令第三十二条第一項第二号の規定により算定した方法に規定する処理対象人員が十人以下の場合にあっては、第三欄(2)(ロ)の値は、二とする。
尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の第一号又は第二号に掲げる方法により算定した一人一日当たりの平均的な汚水量が二百リットルを超える場合にあっては、その汚水量を二百リットルで除して得た数値に十を乗じて得た数値以下の人数（当該数値が五十を超える場合にあっては、五十人）以下の人数）に対応する建築物の用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以下の場合にあっては、第三欄(2)(ロ)の値は、三とする。				(三) 又は第二欄に規定する表建築基準法施行令第三十二条第一項第二号の規定により算定した方法に規定する処理対象人員が十人以下の場合にあっては、第三欄(2)(ロ)の値は、三とする。

二三二	二	八	一	三
尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の第一号又は第二号に掲げる方法により算定した一人一日当たりの平均的な汚水量が二百リットル以下である場合にあっては、十人以下）				(一) 大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するもの（(三)に掲げるものを除く。）にあっては、第二欄(2)(ロ)の値は、四とする。
尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の第一号又は第二号に掲げる方法により算定した一人一日当たりの平均的な汚水量が二百リットルを超える場合にあっては、その汚水量を二百リットルで除して得た数値に十を乗じて得た数値以下の人数（当該数値が五十を超える場合にあっては、五十人）以下の人数）に対応する建築物の用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以下の場合にあっては、第三欄(2)(ロ)の値は、三とする。				(二) 又は第二欄に規定する表建築基準法施行令第三十二条第一項第二号の規定により算定した方法に規定する処理対象人員が十人以下の場合にあっては、第三欄(2)(ロ)の値は、二とする。
尿浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の第一号又は第二号に掲げる方法により算定した一人一日当たりの平均的な汚水量が二百リットルを超える場合にあっては、その汚水量を二百リットルで除して得た数値に十を乗じて得た数値以下の人数（当該数値が五十を超える場合にあっては、五十人）以下の人数）に対応する建築物の用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以下の場合にあっては、第三欄(2)(ロ)の値は、三とする。				(三) 又は第二欄に規定する表建築基準法施行令第三十二条第一項第二号の規定により算定した方法に規定する処理対象人員が十人以下の場合にあっては、第三欄(2)(ロ)の値は、三とする。

二三一	二	八	一	四
尿浄化槽（建築基準法施行令（昭和三十五年政令第三百三十八号）第三十二条第一項の第一号又は第二号に掲げる方法により算定した一人一日当たりの平均的な汚水量が二百リットル以下である場合にあっては、十人以下）				建築物に設ける二以上の浄化槽（建築基準法施行令第三十二条第一項の第一号又は第二号に掲げる方法により算定した一人一日当たりの平均的な汚水量が二百リットル以下である場合にあっては、十人以下）以上人槽の浄化槽）の処理対象人員は、当該浄化槽ごとに、第三欄(2)(ロ)の値を用いて算定した数値とする。ただし、第三欄(2)(ロ)三の値(1)(イ)のに理化槽をによる尿浄化槽と高度処理浄化槽とを併用する場合にあっては